

# マレーシア、クリアン米作地帯における 土地所有と小作制度

ほり い けん そう  
堀 井 健 三

はじめに

- I 村の位置と行政
  - II 人口と職業構成
  - III 土地所有と経営規模
  - IV 土地の購入と相続
  - V 地主の規模と特徴
  - VI 地主・小作関係の実態と特質
- 要約にかえて

はじめに

筆者は1968年7月9日から翌年1月19日までの約6カ月半にわたり、ペラ州クリアン米作地帯にあるスンガイ・メガット・アリス村に住みこみ、同村と隣村パリット・ルバイ・アキア村の経済と社会生活の仕組みに関する調査を行なった。本論文はそのうちアキア村の米作農家における土地所有と小作制度の実態とその特質について叙述したものである。

内容叙述に入る前に二、三調査の方法について述べておきたい。農民とのインタビューに際してはマレイ語の通訳は全く雇わず、案内人だけを頼んだ。村での生活が長くなるにつれ農民とも親しくなり、農家を自由に訪問し、話しができるようになったが、正式のインタビューを行なう場合は必ず案内人に同伴してもらった。またインタビューには質問表はいっさい使用せず、重要な

ことは適当にノートに書き込むという方法をとった。筆者はアリス村小学校の校長宅に寄宿し、食事その他いっさいの面倒をみてもらったが、校長先生および一家の方々の温い援助と心づかいには特に深い感謝の意を表したい。また農民とのインタビューが円滑に行なえるように案内役として終始親身に気をつかってくれたIさんとMさん、それに常に協力的に情報を提供してくれ、かつ親切にこちらの質問に答え、教えてくれた村の人びとにもひとかたならぬお世話になった。このつたない論文に多少とも益するところがあれば、それはすべて上記の人達のおかげであることをここで改めて記し、筆者の深甚なる感謝の意に代えることにする。

なお、本論文は昭和48年度「アジア諸国等における土地政策」研究委員会に対する報告書であるが、筆者の都合により本誌に掲載したものである。

## I 村の位置と行政

総水田栽培面積5万7616エーカー(1967—1968年時)に及ぶペラ州クリアン郡の米作地帯は、その地形条件により内陸クリアン(Krian Darat)と沿岸クリアン(Krian Laut)の二つの地域に分ける

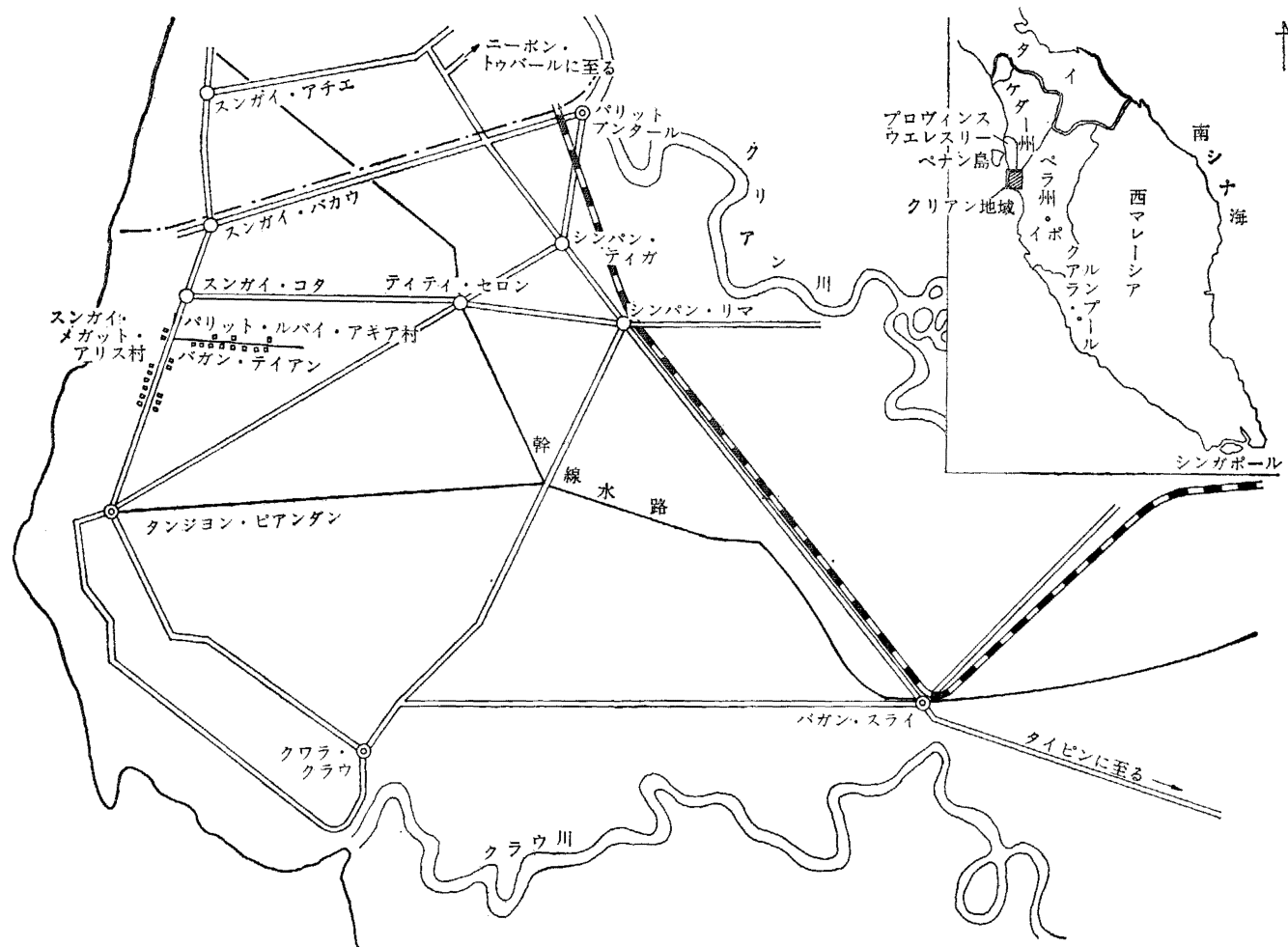
ことができる。つまり比較的高地で水捌けのよい内陸部と海拔2～3メートルの所に排水不良な湿地が広がっている沖積層沿岸部とである。調査村パリット・ルバイ・アキア (Kampong Parit Lebai Akir, 以下アキア村と略称) とスンガイ・メガット・アリス村 (Kampong Sungai Megat Aris, 以下アリス村と略称) の両村は、この沿岸クリアンのほぼ西北端に位置し、隣州プロヴィンス・ウェレスリー (Province Wellesley) まで2マイル、海岸線まで1～2マイルの間はかなり緩やかな間隔で農家が展開している村である。両村はともにペラ州クリアン郡バガン・ティアン区 (State of Perak, Krian District, Mukim Bagan Tiang) に位置し、互いに隣接する村落である。第1, 2図により調査村の位置と近接する町村の所在を確かめていただきたい。

この二つの調査村は村落のタイプとしてはかなり異なっている。アリス村はバガン・ティアン区とタンジョン・ピアンダン区 (Mukim Tanjong Pindang) の行政の中心であり、区長 (penghulu besar) の住居と彼が日々執務をとる事業所がある(註1)。また村の中央部には雑貨店やコーヒー店、自転車屋、洗たく屋などを経営する華人 (21戸)、マレイ人 (9戸)、インド人 (1戸) の商店が合計31戸あり、周辺にひろがる広範な農村を後背地として小さいながら活気を呈する“バガン・ティアン商店街”を形成している。金曜日には道路沿いに市 (pasar minggu) が開かれ、近在の村々からは礼拝堂 (masjid) でのお祈りをも兼ねて、農民が衣類、果物やその他日用品、農具などの買い物に賑わしく集まってくる。また公共施設もここに集中している。1888年の初期イギリス植民地時代に開校したマレイ系小学校や戦後1960年になって設立された宗教学校、また農民のための集会所 (balai

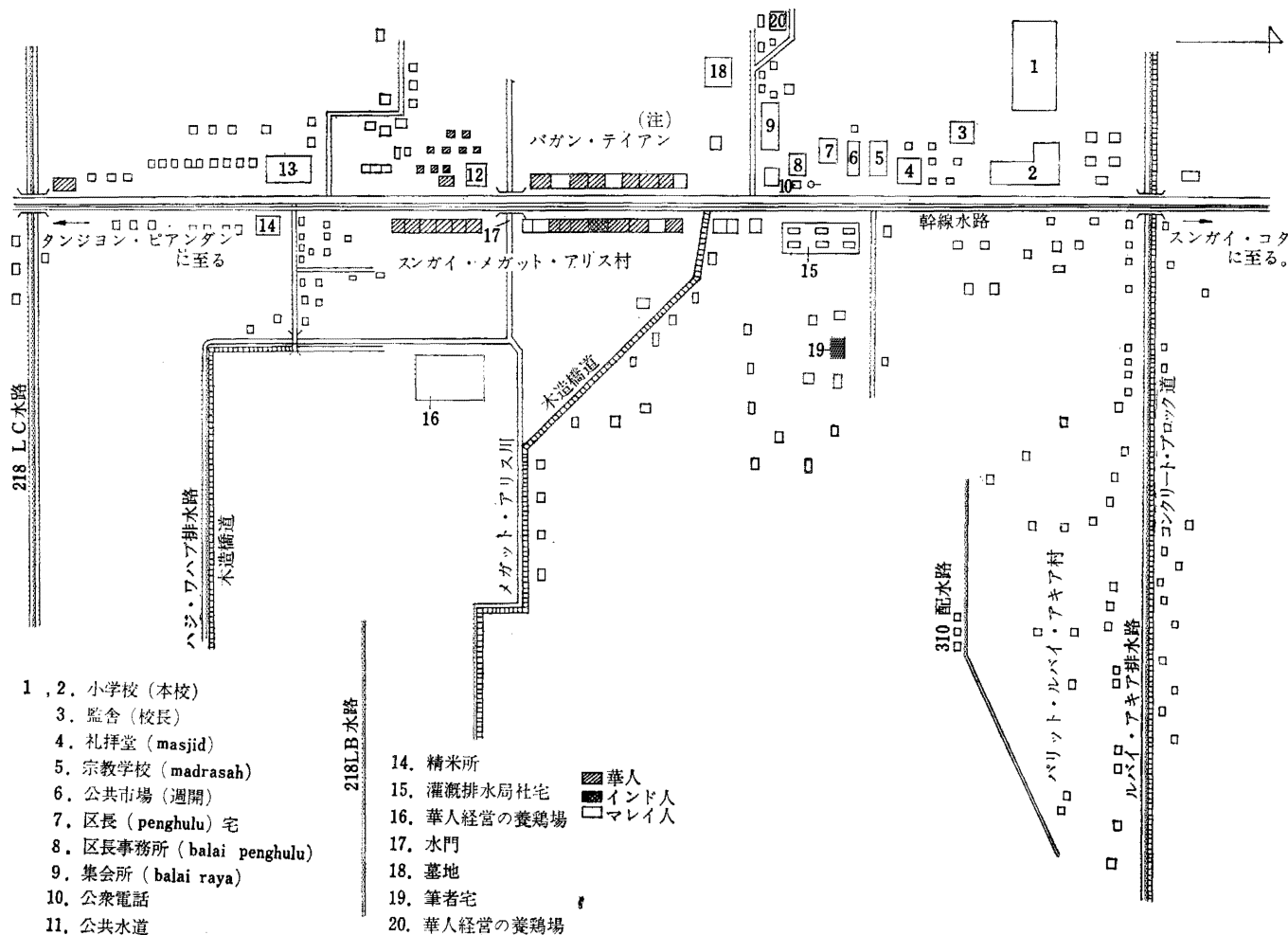
raya), それに郵便業務代理店 (wakil pos) など備わっており、文字どおりバガン・ティアン区の社会的、文化的中心地としての役割を果たしている。しかし一方では底辺の農業労働者もかなり多量に滞留されているのも著しい特徴である。とくに“商店街”の背後には、農地を全く保有せず低湿地の衛生条件の悪い場所に粗末な小屋を建てて住んでいる農業労働者を多く見出すことができる。そして主要なマレイ人米作農民はこの商店と公共諸施設、さらにその周辺に住む貧農や農業労働者層より構成されている村の中心地から左右に道路沿いに約4分の3マイルにわたり点在している。全体としてみるとちょうど華人商人を核として成り立っている地方の小さな商人町を両側から挟みつける恰好でアリス村が形成されているのである。

これに反してアキア村はかつてルバイ・アキア (Lebai Akir) と呼ばれる農民がアリス村の北端あたりから、ほぼ道路と直角をなして内陸に向かって開削した水路 (parit) に沿って発展した村落である。村人の話によればアキア村には戦前の1930年代頃までは数軒の農家しかなかったが、アキア村周辺地を広く所有していたインド人高利貸し商 chettians がその農地を当時売りはじめたことから近隣のマレイ人やバンジャルマシン (Banjermasin) の農民が買い求めるようになり、急激に農家がふえ、現在のような散居制の村になったという。正確にいえば現在のアキア村は村人の中では狭い道路を境に上アキア村 (Parit Lebai Akir Atas) と下アキア村 (Parit Lebai Akir Bawah) の二つに分かれていて、調査村のアキア村は下アキア村なのである。上下アキア村はそれぞれ surau あるいは madrasah と呼ばれる小規模な礼拝堂を中心に村落を形成しているが、調査村アキア村

第1図 クリアン沿岸部と調査村の位置



第2図 パリット・ルバイ・アキア村およびスンガイ・メガット・アリス村近辺の見取図



ルバイ・アキア村、スンガイ・メガット・アリス村近辺における土地所有と小作制度

は商店と農業労働者が各1戸と3戸の非農家を除いてはマレイ人農民から構成される典型的なマレイ人米作村である。そしてアキア村はアリス村と比較すれば規模が小さいばかりでなく、公共施設も簡素な礼拝堂のみであり、またアリス村の村長がアキア村の村長を兼ねてきたこともあって、アリス村はアキア村の農民にとって商業、宗教、行政、教育などすべての中心であり、日常の生産、生活行為のうえで強く結びつけられているのである。

バガン・ティアン区長の情報によればバガン・ティアン区には23の村落(kampong)があり、5人の村長(ketua kampong)がいる。5人の村長のうち1人は、上述のようにアリス村に居住しているが、彼の受け持ち村落は8カ村でアキア村もそのなかに含まれているのである。村長の職はそれ自身公けの行政職でなく、村でのもめ事の解決や相談にのったり、区長からの連絡、情報を農民に流す役目を負っているにすぎない。またアリス村の村長が管轄している八つの村落には、特に村長を補佐する役目を担った者はだれもきめられていない。しかし、それぞれの村落の農民のなかにはおのずと“長”に相当する者がいて、その者が上からの情報、連絡を村人に伝えたり、また村人の要求を上伝えるようになっている。このようにバガン・ティアン区は州行政の最末端の単位であり、その下にある村落は自然村としての性格が強く、行政の単位としては規定されていないのである。したがって村落の間にはなんら明確な境界は存在しておらず、うえに述べた上アキア村と下アキア村との境界線もただ村人が道路を便宜的に境と見なしているにすぎない。歴史的にマレーシアではこれまで末端村落が行政組織的に為政者によって把握された経験に乏しいのであるが、このクリアン

沿岸部一帯も約100年前の初期の開拓時代以来、村落間の境界は上からの、または村人自身の下からの必要によって定められたこともなく、あらゆる意味で不明確のまま今日にいたっているのである。

一方、区の行政はその上にある郡役所の管理、監督を受けるのだが、バガン・ティアン区の属するクリアン郡の行政の枢軸はこのアキア村より約6マイル半離れたパリット・ブンタール(Parit-Buntar)の町にある。クリアン川(Sungei Krian)の川岸に横たわるこの町は古くからひらけた町であり、特に1875年にクリアン郡の土地登記事務所(Krian Register)が開設され、砂糖キビの栽培が近隣エステートで行なわれるようになって以来、行政だけでなく商業の町としても栄えたのである。しかしいまの商店街には当時のおもかげはなく、さびれた影だけが残っている。現在、クリアン沿岸部で最も商業的に繁栄しているのはバガン・スライ(Bagan Serai)であり、さらにタンジョン・ピアンダンであり、クワラ・クラウ(Kuala Kurau)である。特にタンジョン・ピアンダンとクワラ・クラウの町は漁業の町であると同時にクリアン沿岸部で生産される米を中心とした農産物の集散地として著しく活気を呈している町である。しかしアキア村、アリス村両村の農民の日々の生産、生活にとって関係があるのはバガン・ティアンの町であり、タンジョン・ピアンダンやクワラ・クラウの町でないことはすでに述べたとおりである。

(注1) 区長(penghulu besar)は通常1区1人であるが、バガン・ティアン区の区長は同時にタンジョン・ピアンダンの区長をも兼ねている。タンジョン・ピアンダンには副区長(naib penghulu)が1人いて区長の執務を補佐しているが、行政事務所はない。

## II 人口と職業構成

アキア村は全体で48戸、人口数にして255人（第1表を参照）からなる小村で、すべてマレイ人より成り立っている。ただ、うち7戸、44人は1920～30年代にカリマンタンのバンジャルマシンのクリアンに移住し、定着したものである。世帯主はほとんど移住者自身であり、日常会話でも依然と故郷の言葉を話し周囲のマレイ人との交際も限られている。アキア村周辺にはこうしたバンジャルマシンの移住民は多数いて農業を営んでいるが、通常はオラン・バンジャル (orang Banjar—バンジャル人) と呼ばれている。

第1表からすぐわかるようにアキア村における職業構成上の第1の特徴は、農家数45戸のうちほとんどが農業経営の主体を水田栽培に置く米作農家であり、ゴム栽培を同時に経営している農家は2戸にすぎないことである。しかし、このことは各米作農家が収入源の多様性を求めて米、ゴム以外に農業経営の多角化に努力してないということではない。事実、多くの農家はニワトリやアヒルの飼育に精を出したり、また水田圃場の中に畦を作り、西瓜の栽培を試みたり、さらにまた養魚池を圃場の一角に確保して収穫前の苦しい家計の足しになるように努力は支払われている。しかしこれら副業から得られる収入の額は米収入と比較すればやはり小さく、1、2の例外を除けば主要な収入源とはなりえていない。そういった意味でアキア村では水田農家が支配的であるといえるのである。

職業構成上の第2の特徴は、農家45戸のうち農業経営のみによって生計を営んでいる専業農家は16戸にすぎず、あとの29戸は種々の兼業により家

第1表 性別、年齢別人口構成

年 齢	性 別		合 計
	男	女	
1～4	21	22	43
5～9	14	22	36
10～14	16	21	37
15～19	12	18	30
20～24	15	18	33
25～29	6	8	14
30～34	11	7	18
35～39	3	2	5
40～44	4	4	8
45～49	4	3	7
50～54	5	7	12
55～59	4	2	6
60～64	1	1	2
65以上	2	2	4
合 計	118	137	255

第2表 世帯主の職業構成

職 業		戸 数
専 業	農 家	16
兼 業	農 家	29
内 訳	漁業	1
	農業	19
	業+農	3
	賃米	1
	賃米	1
	賃米	3
公 漁 農	務 所 店	1
	業 務	1
	業 務	1
合 計	計	48

計の補充を行なっていることである。兼業の種類としては農業賃労働が19戸と圧倒的に多く、ついで精米所勤務3戸、漁業と農業賃労働の双方を兼業しているものが3戸となっている。また兼業農家のうち精米所を営んでいる農家が1戸あることも大きな特徴としてあげることができる。この精米所は単に他の農家より米作経営の規模が大きければかりでなく、経済力が他農家とは比較にならないほど大きい点でアキア村のなかで特異かつ重要な位置を占めており、その経営と土地所有の系

譜について言及しておく必要があるが、それはのちの行論で触れることにする。ところでこれら兼業のうち、漁業はアキア村の米作農民に対してかなり大きな家計補充の機会をあたえているように見える。兼業農家にとって漁業は整地作業や稲刈り、田植に次ぐ副収入を得る機会であり、しかもより継続性、安定性があるので小規模経営農民層にとっては恰好の収入源となっている。しかし、収入の額は1カ月で80ドル前後でそれほど多額の現金収入は期待できないのもまた事実である。また、エビあるいはカニ取りの作業は早朝行なわれかつかなり過重な労働のため農作業と重なると、負担はきついものとなる。ために稲刈り時は1時的にタウケ (tauke) と呼ばれる網元から許可をもらい、農業賃労働者として稲刈り作業に従事してかなりの臨時収入を獲得することが慣行として認められているのである。つまり一般の兼業農家にとっては水田季節労働、とくに稲刈りはやはり最も大きい収入源であることは間違いなく、つぎに漁業、精米所勤務などの農外収入となっている。

しかしながら、全体的にはアキア村では兼業の機会が農家家計を十分に補充するほどでなく、依然として村内には遊休労働力が大量に浮遊しているといわざるをえない。そして兼業機会の乏しさは世帯主の職業構成よりも世帯主以外の就業者数 (第3表を参照) をみればより鮮明に理解されよう。世帯主以外の大量の若年労働人口のうちわず

か12人しか就業のチャンスに恵まれていないことは、このアキア村も他の米作村同様、若年労働者の堆積、過剰に悩まされていることを浮き彫りさせている。しかも12人のうち9人が労働需要のピーク時しか就業できず、収入も不安定な農業労働つまり田植や整地作業、稲刈りなどに雇用機会を求めているのであって、低額ながら月々比較的安定した収入の望める漁業に雇われている若者は1人しかいないのである。村の中央部にある農家の庭先には1年前に政府資金で付設された、マレイ人の伝統的な球技 sepak raga のための運動場があるが、そこには農閑期の夕方になると村内の若者たちが大勢集まり、なんの屈託もなく古くからある球技に興ずるさまは、まさに一見のどかな田園風景といえるが、筆者にとってはその裏側にある就業機会の厳しい現実思いを走らせずにおかないものがある。

### III 土地所有と経営規模

さて、アキア村では水田経営を行なう農家が支配的であると述べたが、では次にその水田農家の土地所有と経営規模の現状および特徴を見ることにする。まず第4表を見ていただきたい。アキア村全体の農家の水田経営面積は約155エーカーで1戸当りの平均経営面積は3.5エーカーとなっているが、経営地を自作地と小作地別に分類してみると経営地の約60%が自作地によって占められ、残り40%が小作地となっている。これはほぼマレーシアでの水田面積の平均的な自作地と小作地の比率である。しかしながら、小作地を経営する農家数 (28戸) は自作地を経営する農家数 (29戸) とほぼ同数であるから、水田農家1戸当りの総経営面積における小作地のもつ意味はそれだけ小さいことになる。そしてこの点は、経営面積全体の

第3表 世帯主以外の就業種別就業者数

就	業	種	人	数	
農	業	賃	労	働	9
漁				業	2
漁	業	賃	労	働	1
合			計		12

第4表 農家の水田経営面積と所有面積

水田保有形態		戸数	面積 (エーカー)	1戸当り 平均面積 (エーカー)
経営地	自作地	29	93.5	3.4
	小作地	28	61.4	2.1
	合計	44 <sup>1)</sup>	154.9	3.5
所有地	自作地	29	93.5	3.4
	貸付地	12	53.9	4.5
	合計	30 <sup>2)</sup>	147.4	4.7

(注) 1) 自作地を耕作する農家が同時に小作地を耕作することもあるので、合計戸数は二重計算をさけて算出している。

2) 1)と同様な方法で算出した。

64.3%が小作地によって占められていたケダー州のスンガイ・ブジョール村(以下、単にブジョール村)とはきわめて対称的な数字となっている(注1)。この両村における小作地のもつ比率の違いが何を意味するかは、ここでは必ずしも明らかにしえないが、このアキア村の方が小作地をさがし求めることが、より困難な条件にあることを物語っているということだけはいえよう。水田農家1戸当りの経営面積の広さがケダー州の調査事例では4.3エーカーなのに対し、アキア村では3.5エーカーと1エーカー近くも狭いのはそのためと推定される。

上述の推論の正しさは第5表のアキア村の水田農家の土地保有形態別、経営規模別農家数を見ればより明瞭になると思われる。この表で第1に目

につくのは、経営面積3エーカー以下の零細農家が23戸と全農家戸数の50%以上を占めている事実であろう。3エーカーの経営規模は1960年農業センサスにおいては全水田経営農家(水田専業農家でなく)の平均経営規模2.5エーカーを若干上回るにすぎないから、このアキア村の経営規模はかなり小さい方に属すると判断してよいであろう。政府が水田農家1戸当りの適正経営規模と規定している7エーカー規模に達している農家は表からわかるようにわずか5戸しかなく、全農家戸数の1割強にすぎない。そして零細農家として分類される3エーカー以下の農家と、適正規模農家としての7エーカー以上の農家の中間に属する3~7エーカー層が16戸存在することは、このアキア村水田農家の階層構成が大ざっぱにいえば、50%の零細小規模農家と40%の平均規模農家、それに10%の適正規模農家の三つの階層によって構成されていることを意味している。

つぎにこれを経営地の保有形態からみると、自作農と純小作農がほぼ同数でそれぞれ16戸、15戸となっており、自・小作農と小・自作農は双方合わせて13戸にしかすぎないことが第1の特徴としてあげられよう。またもう一つの特徴は、純小作農は当然予想されるごとく小規模で純小作農15戸のうち10戸が3エーカー以下であり、3~5エー

第5表 土地保有形態別、経営規模別農家戸数

経営面積(エーカー)	0.3~1.5		1.6~3.0		3.1~5		5.1~7		7~		総合計		
	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	
保有形態	自作	4.6	4	4.9	2	6.9	2	34.3	6	16.6(0.7)	2	67.3(0.7)	16
	・小作			4.9	2	3.1	1	11.3	2	7.9(0.5)	1	27.2	6
	・自作	2.0	2	7.3	3	4.0	1			7.7	1	21.0(0.5)	7
	小作	4.9	5	11.8	5	14.9	4			7.8<3>	1	39.4<3>	15
合計	11.5	11	29.9	12	28.9	8	45.6	8	40.0	5	154.9 <sup>(1.2)</sup> <sub>&lt;3&gt;</sub>	44	
1戸平均	1.0		2.5		3.6		5.7		8.0		3.5		

(注) ( )はヤシ園の経営面積、< >はゴム園の経営面積。



カー層が4戸、5エーカー以上の層が1戸にすぎないことである。この数字は自作農家が比較的規模に関係なく平均して分布しているのに対し、著しい特徴としてあげることができよう。調査の過程で農民からよく聞いた話しによれば、小作料が高くなってきているにもかかわらず、小作地の獲得が年々困難になってきているということであった。アキア村のこの零細な純小作農の多数の存在と全農家数に占める比率の高さは何にもまして上述の農民の話の正しさを証明しているように思われる。小作地を求めて、プロビンス・ウェレスリーやクリアン川対岸のケダー州、さらにクリアン内陸部にまで自転車やバス、そして時にはフェリーを利用しなければ農作業地に到達しないような所に借地したり、2期作が可能な米作地（周辺地にはない）の1期または2期作目を安い小作料で借りる小作農が多いのである。いいかえれば、農民はできるだけ機会をとらえて耕地拡張のために努力し、遠距離の零細地を借り受けようとするのである。その結果、経営規模の零細性だけでなく耕地の分散性が同時に併存することになる。

ところで自作農であるが、この範疇に属する農家は16戸と最も多くの戸数を占めているが、その経営規模をみると5エーカーを境にそれぞれ8戸ずつ分布し、適正規模の自作農家層もかなり存在していることがわかる。そしてこのことは耕作面積に余裕を持ち、ある程度土地集積を実現しうる農家層の存在を予想せしめる。しかし、こうした推則がはたして正鵠を得ているのかどうかは、調査結果より明らかにされねばならないだろう。そこでアキア村の自作農家層または地主層が、どのようにして土地を獲得し、集積したのかその方法を調査結果を通じて吟味することにより、同村の土地所有の実態により詳しい接近を試みることに

しよう。

(注1) 拙稿「マレーシア米作地帯における地主・小作関係の実態と性格——ケダー州、スンガイ・ブジョール村の事例——」(『アジア経済』1971年12月号)26—27ページを参照せよ。

#### IV 土地の購入と相続

第6表はアキア村の農家が所有する米作地を入手方法別に分類したものであるが、第1に目につくのは遺産相続による土地入手件数および獲得面積がともに全体の60%近くに達し、ついで購入による農地獲得が件数、面積においてそれぞれ40%近くを占めている事実であろう。これはアキア村の米作農民にとって遺産相続が土地の獲得方途としては最も大きな意味を持ち、土地売買を通じた土地集積はこれに比較して限定されていることを示しているといつてよいだろう。零細規模の経営面積しか保有しない農民が苦心しながら貯蓄して新たに土地を購入し、経営の拡大を図ることは非常にむずかしいのである。こうした傾向は第7表を見ればより明白であろう。この表はアキア村の米作農家が調査時所有していた農地のうち購入して得たものを規模別に件数、面積を分類したものであるが、総購入件数18件のうち0.3~1.3エーカー

第6表 入手方法別にみた所有地の分類

入手方法	件数(農家数)	合計面積(エーカー)		1件当り面積(エーカー)
		%	%	
遺産相続	25(21)	56	63.5	2.5
個人ベースによる購入	18(11)	38	40.1	2.2
政府からの購入	3(3)	6	5.9	2.0
合計	45	100	109.5	—

(注) ここに掲げた数字は調査の過程で入手方法のわかりえた所有地についてのみ分類したものである。アキア村米作農民の全所有面積は147.4エーカーであるから、この数字は約74%カバーしていることになる。

第7表 個人ベースによる水田購入の規模別分類

購入規模 (エーカー)	件数	面積 (エーカー)	購入した土地 の利用形態	
			貸付地 (件数)	自作地 (件数)
~1.3	5	4.6	—	5
1.4~2.6	6	12.6	3	3
2.7~3.9	6	18.4	1	5
4.0以上	1	4.5	1	—
合計	18	40.1	5	13

一の小規模農地の購入が5件と、全体として1件当りの土地購入面積がきわめて零細規模であることがまず目につくであろう。また購入した土地は大体が自作地として購入者自身が耕地利用しているのであって、小作地として貸し出している例は18件のうち4件にすぎないこともわかる。しかもこの4件はいずれも精米所を営んでいる農家によるもので、一般の農家の土地購入はせいぜい自作地を増加させるためであるといえる。そして1件当りの購入面積もアキア村の農家1戸当り平均経営面積3.5エーカー以下が大部分であり、購入規模はきわめて零細であるといえる。

つぎにこの購入された土地がどのような階層の農家に移行しているかを見てみよう。第8表がそれである。土地購入件数18件は11戸の農家によって占められているが、土地保有形態別にみると自作農が3戸と最高であり、あとは地主・自作農、自作・小作農、自作・地主農家が2戸ずつでこれ

第8表 経営形態別にみた水田購入件数と面積

経営形態	戸数	件数	面積 (エーカー)	1戸当り 平均面積 (エーカー)
地主・自作	2	8	19.3	8.4
自作	3	3	5.3	1.8
自作・小作	2	3	4.9	2.4
自作・地主	2	2	6.6	3.3
小・自・地	1	1	1	1
自・地・小	1	1	3	3
合計	11	18	40.1	3.4

に続いている。さらに地主・自作農の欄を詳しく調べてみると、土地を購入した農家は今述べたように2戸であるが、1戸はゴム園を営んでいる地主であり、もう1戸は精米所を営んでいる地主であることが特徴的である。とくに精米所経営の農家は土地購入件数7件、購入面積18エーカーとそれぞれ全体の40%前後を占めているのを見のがすわけにはいかない。そのほかの農家では2カ所土地を購入しているのは1戸しかなく、大体が零細な米作地を1カ所購入しているにすぎないのを見ても、精米所を営む農家の土地集積がこのアキア村ではきわめて例外的であり特異なことであることがわかって来る。つまり一般的にいて米作以外に収入源のない農家が土地集積を行なうのは無理であって、精米所経営とかゴム園を所有しているとか、またはかなり遺産相続があるとか、あるいは——こうした例はきわめて少数であるが——人並みはずれた勤儉貯蓄によってはじめて米作地を購入しうるのである。

そこでつぎに精米所(世帯番号 No. 26)の経営の展開と土地蓄積の過程についてできるだけ詳しく述べてみることにする。No. 26の農家は精米所を隣村アリス村に1952年5月1日に設立しているが、その前は現在タンジョン・ピアンダンとバガン・ティアンの中間にある Hup Hin Chan 精米所(合興棧米較有限公司)という華人系精米所の粳米購入代理店(注1)として地域周辺のマレイ人米作農民から粳米を購入する仕事を行っていた。直接インタビューから得た情報によれば、この粳米購入代理店としての仕事は1947年から始めたが、当初は Hup Hin Chan のバガン・ティアン周辺地での粳米購入代理店であった華人系雑貨商2人の代理店として、つまり代理店の代理という形で若干の手数料を貰いながら粳米購入を行なっ

ていたという。しかしその後1年して実力を認められ、直接 Hup Hin Chan 精米所の代理店に昇格して購入資金として5000ドルが融資されるようになり、その状態が1952年まで続くのである。上記のごとく1952年にスタートした精米所は、ある農民からの情報によれば1万1000ドルの資金を親類縁者からかき集めて設立された小規模なもので、事業内容も最初は単に農民が持参してくる粳米を精米するだけで、粳米、精米の貯蔵、販売免許は持っておらず Hup Hin Chan の代理店としての地位は依然として続いていたのである。しかし1967年には粳米貯蔵と精米販売の許可を政府より与えられたことにより、Hup Hin Chan の代理店としての機能は自然となくなり、経営規模も大きくなりはじめ、調査時では1日40ピクル (pikul = 60キロ・グラム) の精米能力を持つにいたっていた。だが、実際には現在もまだ毎日の粳米購入価格は Hup Hin Chan からの情報によってきめられているように、日常業務において Hup Hin Chan の支配、影響力から完全に脱却しているとは見るわけにはない段階にあるといえよう。

一方、精米所の土地蓄積の過程であるが、No. 26は調査時で総面積23.7エーカーの米作地を所有していた。その内訳をみると個人ベースで購入した18エーカーのほか、政府から安く譲渡してもらった土地が1.6エーカー、残りの4.1エーカーはすべて遺産相続(うち0.7エーカーは妻の所有になっている)によって得たものとなっている。No. 26はまず Hup Hin Chan の粳米購入代理店を始めた1947年に近くの新開拓地に約3.4エーカー(若干の屋敷地—tanah kampong を含む)を1800ドルで近くに居住していた土地ブローカー(註2)を通じて購入、つづいて翌1948年には政府より1.6エーカー、さらにとんで精米所経営を開始した10年後の1961

年には同じく2.1エーカーを3000ドルで地元のものから買い求め、また翌1962年には自作地購入のためバガン・ティアンにある清算団体 (Sharikat Kampong Bagan Tiang Estate Bekerjasama) (註3) から借りうけた資金の年賦償還金を返済しきれなくなった農民から2.8エーカーを入手している。そのほかには2.6エーカーの荒蕪地を1961年に購入している。そして残り7.1エーカー(4.5エーカーと2.6エーカーの水田)の土地の購入時期は不明であるが、No. 26の言によれば1948年から1961年の間であるという。このように No. 26は粳米購入代理店または精米所経営から得られた剰余金を戦後ずっと米作地購入に投下することにより土地の集積を行ない、調査時点ではアキア村随一の23.4エーカーの土地所有者に成長したのである。しかしながら、こうした No. 26のようなスピードと規模での土地集積を他の一般農家に対しては望むべくもない。一般の米作農家にとっては米作地購入=経営規模の拡大プロセスは著しく困難であり、逆に米作地が細分化、零細化していくのが現実なのである。

このように自からの購入による米作地獲得のチャンスがとざされている農民にとって、米作地を入手しうる残された道は父や母からの遺産相続を通じて土地を手に入れる幸運にめぐり合う以外にはないことになる。しかし、その遺産相続の規模は購入の場合と同じくきわめて零細なものになっているのが実状である。第9表はアキア村での米作地に関する遺産相続事例を示したものであるが、この表から遺産相続の実態について少し見ることにしよう。遺産相続によって米作地を獲得した農家は全部で21戸で、相続面積は63.6エーカーに達し1戸当りの平均相続面積は約3エーカーとなっている。しかし、1事例当りの相続面積の規

第9表 遺産相続農家数とその規模別分類

(エーカー)	農家数	面積 (エーカー)
～ 0.7	6	3.4
0.8～ 1.3	4	4.6
1.4～ 2.6	2	4.9
2.7～ 3.9	2	7.5
4.0～ 5.2	4	17.5
5.3～ 6.5	1	6
6.6～ 7.8	—	—
7.9～ 9.2	1	9.2
9.3～10.5	1	10.5
合計	21	63.6

模をみると0.7エーカー未満の小片地ともいふべき小規模な米作地を相続している農家が6戸、0.8～2.6エーカーの相続をうけた農家が同じく6戸と遺産相続による土地獲得の規模は圧倒的に小規模なのであり、相続した土地だけでどうにか曲がりなりに生活していけると思われる2.7～3.9エーカー層が2戸、また相続した米作地である程度十分な経営を行なうと見られる4～6.5エーカー層が4戸、他農家に貸し出すことも可能な規模で相続をうけた農家はただの2戸にすぎないのである。しかしこうした零細小片地であるとはいえず、米作地の相続のチャンスのある農民はまだ幸運というべきであって、その可能性のない農民が底辺に多数存在していることを忘れてはならない。

つぎにそういった幸運な相続が誰から誰へと行なわれているかを第9表の事例をもとに分類してみると、第10表が得られる。1戸の農家で2人以

第10表 遺産相続件数の譲渡人および譲受人別分類

	件数
父→息子	9
父→娘	4
母→息子	3
母→娘	2
祖父→孫	1
夫→妻	1
父母→娘	1
不明	4
合計	25

上の異なる血縁者より別々に相続している場合もあるので、遺産相続事例数は第9表の農家数より若干増加し、全部で25例となっている。25例のうち9例が「父から息子」と最も多く、ついで「父から娘」の4例、「母から息子」の3例となっている。マレーシアにおいては遺産相続はいうまでもなく、基本的にイスラム法あるいは慣習法に従うのであるが、村落レベルでの個別的な具体例ではかなり込入った例もみられ、単純にイスラム法とか慣習法とかに区別できないことも多々ある。ここでは遺産相続についての全般的な議論を展開することはできないが、調査の過程で遺産相続について多少気づいたことを記すことにしよう。

まず第1に実態調査では、生前相続はごく稀にしか見られず、死後相続が多かったことである。しかし死後相続といっても死後すぐに遺産が相続権者に配分されることはあまりない。たとえば、父が死亡しても生前その父が所有していた米作地がすぐに息子、娘、配偶者に遺産分割されることは非常に少ないのである。特に相続されるべき米作地が零細な場合は、配偶者がそのまま実質的な権利を引き続き保有し、息子、娘には相続させないのが普通である。息子、娘が結婚して自分の相続分を要求しようとしても、その相続分があまりにも小さければ、自から相続を諦め土地の処分権を母親にまかせることがよくある。この場合、父親だけでなく母親の死後でないと父親の土地を分割相続できないわけであるが、分割相続すべき米作地が小規模であればあるほど、その傾向が強い。これは配偶者が自分の夫が死亡しても、その生活基盤を保持するためできるだけ土地を自分の手もとに保有しておこうとすることから起こるのであろう。このように実際の相続においては、相続すべき土地の配分比率はイスラム法や慣習法に

依存するけれど、相続の形態は各農家の経営条件や相続人の生活能力さらに家族構成員間の愛情問題など、もろもろの条件がからんでくることにより、きわめて多彩なものとなっている。

もう一つの見のがすことのできない特徴は、調査中に農民が父親から遺産相続したと答えても実際の登記は済んでないことが非常に多いことである。これは遺産相続の事務手続きが面倒なことや、ある程度遺産対象が大きくなると手数料もかなり取られることがその理由であろう。その結果、実体は土地を相続し、自由に処分しうようになっても登記して所有権の名義変更を行なっていない農民が多いのである。前表の数字にはこういった実質的な相続行為の終了したと認められる農家の事例数も含めておいた(注4)。

(注1) 近隣の華人系精米所は最初マレイ人米作農民から籾米を直接買い入れていたが、貸し倒れ、トラブルを恐れ華人はしだいにマレイ村落の中に入っていくことをやめ、代わりマレイ人に籾米購入を肩代りさせるようになったといわれる。調査時では Hup Hin Chan 精米所は約15人のマレイ人の籾米購入代理人を利用して集荷していたという。

(注2) インタビューではブローカーという言葉が用いられていたが、農民の間ではまだ土地売買行為が独立した生業として成立しておらず、農業経営のかたわら斡施業を行なうのが普通である。

(注3) この清算団体は1959年に設立されている。当時、アリス村近くの466エーカーの米作地が1人の chattiar によって所有され、周辺のマレイ人、華人農民がそのもとで小作農として耕作していた。しかし、その米作地が chattiar から他の chattiar へとつぎつぎに転売されそうになり、農民たちの小作権も消滅の危機にさらされるにいたった。そこで157人の関係農民はペラ州政府より63万マレーシア・ドル(当時で1マレーシアドル≒112円)の補助金を借り受けることにより全小作地466エーカーを chattiar より買い取ったのである。そして同時に63万ドルの借入金を返済するための清算業務を取り扱う団体が設立されたのである。なお、この清算団体のより詳しい由来と機能につ

いては別稿にてふれる予定である。

(注4) クリアン米作地帯のマレイ人農民間にみられる農地相続と細分化についてのより詳しい調査報告例としては、Wilson, T. B., "The Inheritance and Fragmentation of Malay Padi Lands in Krian," *Malayan Agricultural Journal*, Vol. XXXVIII, No. 2 (1955), pp. 78—91.

## V 地主の規模と特徴

III, IVではアキア村における米作経営面積の零細性、小作地獲得の困難性、さらに土地の入手方法が遺産相続に大きく限定され、一般の米作農家の土地購入の可能性は小さいことなどなどについて触れてきた。そこでこの章では地主の規模と特質について若干ふれ、III, IVで述べた諸事実と対比するとともに、VIで地主・小作関係の実態について接近するための前段としたい。

第11表はアキア村において地主として土地を貸し出している農家をその貸し出し規模別に分類したものである。一見してわかるように総地主戸数12戸のうち6戸が3エーカー以下の零細貸付規模であり、3.1~7エーカーが4戸そして7エーカー以上貸し出している農家は2戸にすぎず、全体としてアキア村の地主は小規模であると規定できよう。7エーカー以上貸し出している農家2戸のうち1戸は既述のごとく No. 26の精米所を営繕する農家であり、もう1戸は遺産相続によって得た

第11表 地主の規模と戸数

戸数・面積	戸数	面積(エーカー)
貸付規模		
~3.0(エーカー)	6	7.6
3.1~7	4(1)	19.6(3.5)
7.1~12	1	10.5
12.1~	1	16.2
合計	12(1)	53.9(3.5)

(注) ( )はゴム園を貸し付けている農家数およびその貸付け面積。

第12表 地主の土地保有形態別および貸付・経営規模別戸数

保有規模と戸数			4.0~8(エーカー)			8.1~12.0			12.1~以上			合 計				
			戸数	貸付	経営	戸数	貸付	経営	戸数	貸付	経営	戸数	貸付	経営		
地 主 自 地 小 作	・ ・ ・ ・ ・	主	1	2<3.5>	4.6	1	10.5				1	10.5	—	10.5		
		地				1	5.5	2.6				3	23.7<3.5>	14.7(0.7)	38.4<3.5>	
		小				1	4.3	5.9	1	16.2	7.5(0.7)		3	6.6	14.7	21.3
		自				1	5.2	5.3	1	4.6	7.9(0.5)	2	9.8	13.2(0.5)	23.0(0.5)	
		地				1	1.3	7.7			2	2.0	11.7	13.7		
		自									1	1.3	2.7	4.0		
合	計		56.3<3.5>	20.1	526.8	21.5	220.8	15.4(1.2)	12	53.9<3.5>	57.0(1.2)	110.9<3.5>	(1.2)			

(注) ( ) はヤシ園の経営面積, < > はゴム園の経営面積。

10.5エーカーを全部そっくり小作に出している農家(No. 31)の例である。このようにアキア村での上層地主の土地蓄積は一般農家にはほとんど不可能な方法によって実現したものであり、いわば例外に属するといつてよく、その意味ではアキア村の一般の地主規模は小規模地主というよりは零細地主と呼ぶ方がより適当かもしれない。

第12表はアキア村の地主を土地保有形態別、さらに貸付、経営規模別に分類したものであるが、この表からより一層鮮明に上述のアキア村の地主の零細性が理解できよう。この表の一番の特徴は純地主が1戸のみであるということであろう。この地主は前述した No. 31の農家で相続した土地全部を血縁の者に小作に出している地主である。第2の特徴は一番目の特徴と表裏をなすものであるが、この純地主を除けばあとは地主・自作農、小作・自作・地主農といった範疇の地主で地主自からも米作経営を行なっている地主層によって占められていることである。12戸のうち11戸がこの範疇の地主である。その結果、地主の貸付面積が全体で53.9エーカーなのに比較して、地主自から経営している米作地の面積が57.0エーカーとかえって広いのである。この数字はアキア村の地主全体が1, 2の例を除けばきわめて零細規模であり、小作料だけに依存して生活できる地主層は存在し

ないことを示しているといえよう。地主自から自作地を経営するだけでなく、他の地主より小作地を借り受けるのでなければ十分な家計収入を確保できないのである。

さて以上でアキア村における土地所有と経営規模の状況を見てきたのであるが結論的にいえば零細な経営規模の農家が過半数を占め小作地の獲得が困難になっており、地主も零細小規模な地主が圧倒的に多いということである。では地主、自作、小作農層とも零細な米作経営農家の間ではどのような地主・小作関係が実態として取り結ばれているのであろうか。それをつぎに見ることにする。

## VI 地主・小作関係の実態と特質

アキア村の地主・小作関係の実態と特徴を分析するにあたって、まず第13表の検討から始めよう。最初に総小作契約事例数を血縁、非血縁別の比率でみると、血縁を通じた契約事例が49と全事例数57の86%強を占め、非血縁事例の14%弱を大きく圧倒しており、ケラダー州ブジョール村の調査事例同様、血縁関係が地主・小作関係成立の契機において重要な役割を果たしているのがわかる。しかし血縁関係といつても近い等親の間で貸借関係が結ばれる傾向が強くと、血縁関係があればだれで

第13表 血縁・非血縁別、現金・現物別にみた小作料の水準

地主の地位	小作料の水準	現金小作料(エーカー当りドル)							現物小作料(エーカー当りガントン) <sup>D)</sup>										小作料なし	合計							
		60以下	61~70	71~80	81~90	91~100	101~110	111~120	121以上	不定	小計	100以下	101~110	111~120	121~130	131~140	141~150	151~160			161~170	171以上	小計				
血縁関係の内訳	父母のの		2		1				1	3							2									5	
	妻のの	1								1							1									3	
	兄弟のの	1						2		4														2		5	
	叔父のの				2				2	4															2	5	
	従父のの			1				1		2																5	
	従母のの				2					3																4	1
	兄弟のの				1					1																1	2
	叔父のの						1				1														3		3
	従父のの				1						1															1	1
	従母のの				1						1															1	1
兄弟のの				1						1															1	1	
叔父のの						1				1															1	1	
従父のの							3			7															3	10	
小計	2	5	2	6	3	5	1	5	29	2				1	2	7			4	16	4	49					
非血縁	米作農民、個人6人の共有	1				2	1			4						1							2	1 <sup>2)</sup>	7		
	小計	1			1	2	1			5					1						2	1	8				
合計	3	5	2	7	5	6	1	5	34	2				1	2	8			4	18	5	57					

(注) 1)小作料米は容量で秤られるが、販売は重量単位(ピクル=60キロ)で行なわれる。約24ガントンの籾米が1ピクルの籾米に相当する。1ピクルの籾米の販売価格は品種や販売時期によって異なるが、調査時の稲刈りときは平均して18ドル前後と計算して概略間違いないと思われる。この換算率で計算すれば、現物小作料144ガントンが現金小作料108ドルと等しいことになる。

2)新開拓地のため小作料なし。

もよいというわけではない。表でもわかるように「父」や「妻の母」、「兄弟」それに「叔父」などの近親の所に集中しており、血縁が遠ざかるにつれ一般に契約事例も少なくなっている。ところで、こうした血縁関係を通じた小作契約はすべて口頭で行なわれ、アキア村では文書契約の事例は見られなかった。また小作契約の期間、更新、解約などの特徴についてはブジョール村の事例とほとんど相違がないのでここでは特に何も記さないが、その性格について一言すれば、一般に小作契約の内容は明示的でなく、契約条件も多様で曖昧であり、かつ不徹底なことが特徴としてあげられよう。これは血縁による地主・小作関係が支配的で互恵的性格が契約内容に強く付与されやすいた

めであることは言うまでもない。地主・小作人双方の小作契約にまつわる権利・義務関係の意識は一般に稀薄で明確化されておらず、きわめて便宜主義的、場当たり主義的に契約条件が変更される。これも上記のような血縁による融通主義的性格が地主・小作関係において強いところからくる当然の帰結であろう。

つぎに小作料の支払い形態について述べると、これも第17表からわかるように定額現金小作料が34例、現物小作料が18例となっており、現金納が全体の65%と著しく高率になっているのが特徴である。これをいまウイルソン(T. B. Wilson)の行った1958年の調査報告書にみられる数字と比較すると現金納65%という比率がいかに高いかがわ

かる(註1)。ウイルソンによれば1954～55年当時ではバガン・ティアン地区における現金納小作地は、パジャック形態を含めて計算しても全小作地3363エーカーのうち430エーカーと12.2%にしかすぎず、現物納が逆に88%と圧倒的に優位を占めているのである。またクリアン地域全体をみても現金納が16.4%、現物納が83%となっていて、やはり現物納が支配的となっている。ところがこの現物納による支払い傾向は既述のように1968年までの15年間に現金納にとって代われ、地位が全く逆転してしまったのである。もちろん、アキア村だけの事例からクリアン地域全体の傾向を推量することはできないが、隣村アリス村の調査例でも現金納の比率が60%とアキア村の場合とほとんど変わらないことや、調査過程で農民自身の口から小作料の現金化と高額化傾向を嘆く声を多く聞いたことなどからしても、調査地周辺一帯さらにクリアン米作地全域において現金納化への波がここ15年間に血縁、非血縁を問わず、激しく押し寄せてきたことは事実と見られる。

このようにアキア村では現物納が占める比率は低い、ここで注意しなければならないのは現物納といっても実際は2、3の例を除けばほとんどが代金納形態をとっていることである。つまり収穫のあとで小作米を現金に換えてから地主に支払う形態をとっているのだから、稲米をそのまま地主に渡すのではない。こうした代金納が多い理由は、(1)小規模地主のため端境期をまって小作米を貯米倉(gudang——ケダー州では一般にjelapangと呼ばれている)に備えておくほどの余裕がないこと、(2)湿地帯のため貯米倉を建てる費用、労働の調達、負担が大変で貯米倉さえない農家が多いこと、(3)圃場から地主の家まで遠距離のため小作米の運搬が困難であること、などの理由をあげることがで

きるだろう。また代金納では小作米を現金化する際、地主と小作人の間でいろいろな取りきめが行なわれるのが普通であるが、そのなかで重要なのは小作人が小作米を精米所または雑貨店に売る前に地主の所に行き、販売価格について相談または事前承諾を得なければならないケースがあることである。雑貨店や精米所によって籾米購入価格が多少異なる以上、地主側としては小作人に対するこうした要請は当然といえるかもしれない。またある地主は小作人に小作籾米の売り先き店を指定したり、その店の領収書を持参することを要求することもある。こうした要求の有無はもちろん、個々の地主と小作人との人間関係のよしあしによってきまるのであって、相互に信頼関係がなければそれだけ地主の要求が面倒になってくるが、逆に具体的な契約何一つしないで小作に出すことも珍しくないのである。

つぎに小作料の水準について記すことにする。現在のアキア村および周辺地の現金、現物小作料の水準がどの程度高いものであるかを明らかにするためにもう一度ウイルソンの調査と筆者のブジョール村での調査事例と比較するのが便利であろう。まず現金小作料について見てみよう。現金小作料の水準における第1の特徴は、小作料の水準の幅がきわめて広く、1エーカー当り60ドルから150ドル以上と2半倍もの格差があることである。いま平均値をとると100ドル前後であるが、安い場合で70～80ドル、高い場合だと大体120ドル(150ドルの例があったが、これは例外というべきであろう)というのが相場である。また現物納についてみると平均が150ガンタン／1エーカー前後で、安い場合には100ガンタン以下、高い場合で170ガンタン以上となっている。これをいまウイルソンのバガン・ティアン地区の数字と比較してみると、現金



第14表 クリアン郡各地区とケダー州における籾米生産性の比較

(単位: ガンタン/エーカー)

地域名 年度	クリアン沿岸部				クリアン内陸部				全クリアン地域平均	ケダー州
	パリット・ブンタール地区	バガン・ティアン地区	タンジョン・ピアンダン地区	クワラ・クラウ地区	バガン・スライ地区	プリア地区	スリンシン地区	グヌン・スマンゴル地区		
1950/51	329	600	446	390	286	238	259	265	347	419
1951/52	258	412	372	300	128	48	78	91	211	350
1952/53	300	388	390	309	281	126	207	246	293	440
1953/54	350	388	403	350	247	206	280	303	314	405
1954/55	301	402	422	375	187	154	82	103	256	379
1955/56	350	483	502	404	277	179	227	250	339	379
1965/66	498	646	666	505	387	338	400	272	469	527

(出所) ① T. B. Wilson, *The Economics of Padi Production in North Malaya, Part I, land tenures, land use and fragmentation*, Kuala Lumpur, 1958, p. 113, Appen. H.

② *Rice Statistics for West Malaysia 1966*, Dept. of Statistics, Malaysia, 1967.

③ *Padi Harvesting Return Krian*, April, 1966. の各資料より抜粋作成したもの。

(注) 1 ガンタンは約2.5キロ・グラム, つまり400ガンタンで1トンである。

なお, 公式の精米率(容量換算)は65%である。

小作料ではアキア村の事例の方が全体的に若干高くなっているが, 現物納では逆にウイルソンの時点の方が高くなっているのである(注2)。つまりバガン・ティアン地区周辺では1954~55年当時から現金小作料の水準は平均で92ドル, 現物納で165ガンタンとすでに高く, 約15年後の筆者の調査時の水準とほとんど変化がないのである。この点, プジョール村での調査例と著しく対照的である。ケダー州ではウイルソンの調査時(1954~55年)と筆者の調査時(1967年)とでは現金, 現物を問わず小作料の水準はかなり上昇し(注3), その結果1954~55年において全国で最も高いクリアン地域の小作料よりはるかに低い水準にとどまっていたケダー州の小作料(注4)は, 1967~68年頃までにはほとんど同水準にまで高騰したのである。ケダー州とクリアン地域は双方ともマレーシアにおける代表的な穀倉地帯であり, 同時に小作地率の高い地域であるが, 戦後の小作料水準の推移という点では上記のようにクリアン米作地域がずっと一貫してマレーシアで最も高い小作料水準を維持してきた

という点に大きな特色があるといえる。

しかし, 同じクリアン米作地域といってもクリアン内陸部とクリアン沿岸部とでは小作料の水準に著しく差があることに注意する必要がある。たとえば, 肥沃なクリアン沿岸部諸地区(バガン・ティアン, タンジョン・ピアンダン, パリット・ブンタール, クワラ・クラウの各地区)の小作料は現金納の場合で内陸クリアン部の約3倍, 現物納で1.5~3.5倍という調査結果がウイルソンによって報告されている(注5), こうした傾向は1968年のアキア村の調査においても種々の情報から変化してないことを知ることができた。このようにクリアン郡の高額小作料地域は沿岸クリアン部に限定されているのであるが, その沿岸クリアン部に位置するアキア村はこれまでの文脈からして当然, マレーシアで小作料が最も高い地域にある村ということになる。

さて, ここで問題はクリアン沿岸の米作地帯の小作料がクリアン内陸部やケダー州の米作地のそれよりなぜ高いのか, またこれまで高かったのは

なぜかということになる。いまこの疑問に対して詳細に答える十分な資料的用意はないが、一つの要因としては、各米作地域間の籾米生産性の差異がかなり大きく影響しているのではないかと考える。たとえば第14表を見ていただきたい。この表からもわかるようにクリアン郡において最も生産性の高いバガン・ティアンやタンジョン・ピアンダン地区では旱魃や洪水などで著しく収量が落ちた年は別として、ケダー州やクリアン内陸部の各地区のエーカー当たり平均籾米生産高よりはるかに高い数字を示しているのである。単位面積当たり収量が多く、そして農家の他の経営条件において大体同じであるとすれば当然その地域の小作人はより高い小作料に耐えうるはずであり、したがってバガン・ティアン、タンジョン・ピアンダン地区などにみられる戦後からの一貫した高額小作料の存在の理由を一部説明できると思われる、もっとも、小作料水準の地域間格差はその地域間の土地生産性格差だけから説明しきれないものではないことは言うまでもなからう。周辺都市における商工業の発達や近接地域にゴム・エステートやスズ鉱山があるかどうか小作料の水準に影響を与えるであろうし、また人口密度、所有規模や地域内における華人米作農民の有無なども大きく関係しているはずである。しかしこれら諸要因の複合的な影響についての評価は、さきに述べたごとく、これからの調査研究を待たねばならない。

ともあれ、アキア村周辺地域の小作料の水準は他地域と比較して高いのであるが、しかし場合によっては農民間に減免慣行的な傾向が同時にみられることに注意する必要がある。特に血縁で地主・小作関係が結ばれている場合には相互扶助的な減免慣行がみられ、高額小作料を相殺する効果を果たしている。以下、事例を若干あげてその内

容を説明することにしよう。まず第1に血縁を軸とした地主・小作関係で、現金小作料の形式をとりながら収穫後に支払うというケースがあったことをあげることができよう。現金小作料は通常その年の耕作が開始される前に地主から先払いするよう要求されるが、血縁関係が存在する場合には収穫後払いが認められることが往々にしてある。言うまでもなく、収穫後払いの方が小作人にとってははるかに楽であり、収穫前払いと比較して米作経営上また家計上雲泥の差が生ずることは自明である。収穫後払いは、したがって、小作料の支払い時期を約半年遅らせることにより小作人の生活にある意味で補助するための、血縁的地主・小作関係による一つの相互扶助形式とみることができよう。

また現金小作料で収穫後払いのさらに進んだ形としては収穫後払いでかつ支払い額が不定というケースがある。この場合は稲刈り後にその時々籾米販売価格や地主・小作人相互の家計状態を勘案して具体的な小作料の支払い額をきめるのが特徴である。たとえば地主・小作人いずれかに病人が出たり、不幸があったりまた出産、結婚、就学などの物入りがあれば、その都度、程度に応じて小作料を調整するのである。つまり農家の経営規模が小さく豊凶により容易に家計が左右されやすい場合に、小作料の額を具体的にきめずに相互調整できる余地を残しておくのだが、その結果この方式による現金小作料の水準は先払いの場合より低くなるのが普通である。ということは逆にいえば、地主にとってこうした小作料の決定・支払い方式は現金小作料を小作人に課すことによって得られる二つの利点、つまり耕作前に支払ってもらふこと、たとえ凶作でも減免を行なう必要がないことの利点を放棄してしまうことになり、実際に

は現物納または代金納に近い形で小作料が決定され支払われることになり、小作人にとってきわめて有利な結果となる。もちろん、この収穫後払いかつ小作料不定という便法は血縁関係を媒介とした地主・小作関係においてのみ見られたのであるが、事例としては全部で5例あった。

血縁間の相互扶助関係が最も強く機能している例として小作料を全く徴収しない例をあげることができる。この事例はアキア村で4例みられた。いずれも近い血縁の場合にみられ、兄弟間で2例、義父から娘婿、娘婿から義父の例が各々1例の計4例である。小作料なしというのはもちろん、小作人側の苦しい家計を助けるのが目的であるが、なかには借金の返済とか、家の新築とかあるいは結婚当初でもう少し農業経営や家計が軌道にのるまでといった具体的な目的があり、期間も2～3年と区切ることもある。たとえば、世帯番号No. 13は義理の父より2エーカー借りているが、小作料を払ってない。理由はまだ自作農として独立してないので義父が援助してくれるのだという。No. 13はすでに1965年に1エーカーの米作地を購入する際、3900ドルのうち2000ドルを義父に肩代わりしてもらっているが、さらに自作地をふやし自立農家となるべく現在でも小作料の面で扶助関係が続けられているのである。またNo. 13は1エーカーの米作地を実兄と共同購入しているが(年次不明)、そのまま自分で耕作し実兄にはやはり小作料を支払ってない。一般にマレイ人農民の間では義父・娘婿間の扶助関係が強いことが調査で経験的にわかっていたがNo. 13の場合にはそれに親族一同がバンジャルマシンの入植者であることも大きく作用していると推測される。というのは、アキア村の農民自身の口からよく聞かされたことであるが、バンジャルマシンは他の土着マ

レイ人と比較して独立心、経済観念ともに横溢し血縁的な相互扶助関係も強く機能しているという。確かにNo. 13の例でもわかるように勤勉、節約の精神それに血縁的なじん帯を軸とした結合関係が他のマレイ人農民より強固のようである。

最後に長期小作契約——パジャック (pajak) について記しておこう。まず第15表を見ていただきたい。同表のごとくアキア村におけるパジャックは全部で5例あったが、血縁間が3例、他人間が2例であった。小作期間の長さは比較的短く5年が1例あったほかはいずれも2年となっている。ブジョール村の調査ではパジャックは主として血縁間における互恵的な地主・小作関係においてみられ、どちらかといえば地主による生活資金調達方式としての性格が強かった。しかし、アキア村では確かにそうした傾向もみえるが、必ずしも同列には論じられない点もある。たとえば、パジャックでは小作料を数年間前払いするため小作料額が普通小作と比較して低くなるのが通例であり、特に血縁の場合はそうした傾向が強い。しかしアキア村では血縁パジャックといえども小作料は1エーカー当り年間、たとえば90ドル、92ドルと他の普通小作とほとんど差異がないのである。この点ブジョール村のケースと大きな違いがある。もう1点は他人同士間のパジャックであるが、これがかなり過酷な小作条件を強いられていることである。No. 34は1.6エーカーの米作地をクリアン川対岸のケダー州バンダール・バル (Bandar Babru) に借りているが、2年間で350ドル、エーカー当りに換算すると年間約110ドルの小作料を支払う契約となっていて、平均小作料より若干高くなっているのである。そのうえバンダール・バルはアキア村からは10マイル近く離れ、フェリーでクリアン川を越えて行かねばならない遠隔地であり、

第15表 パジャック (pajak) 小作形態と小作条件

小作人の世帯番号	契約期間(年数)	相手の地位	面積(エーカー)	条件
No. 13	5	義叔父	1	バガン・テイアン区の2期作地に小作地があり1期作のみ借りる。570ドル/5年/1ルロン=90ドル/年/エーカー
No. 16	2	従兄	0.3	92ドル/1年/エーカーに相当
No. 23	2	弟	1.3	地主はクワラ・ムダ (Kuala Muda) に住む60ドル/年/エーカー
No. 34	2	他人	1.6	小作地はバンダール・バルにある。10年間続いている。109ドル/1年/エーカー
No. 47	2	他人	1.3	100ドル/1年/エーカー

さらに土地生産性もクリアン沿岸部と比較して、かなり劣悪であるといわれる。こうした悪条件を考えると No. 34 のパジャック契約にみられる小作条件には小作料前払いに対する地主側の斟酌がみられず、一般の小作条件より過酷なものになっているといえる。

このようにアキア村のパジャック契約は米作地の相対的稀少性からくる農民間の小作地獲得競争を反映し、血縁、非血縁を問わず小作料が普通小作の場合と変わらないか、若干高いのである。その結果、血縁間のパジャックではブジョール村のような相互扶助的な関係はどうしても薄められ、小作人にとって、きつい条件を強いられることになる。また非血縁間のパジャックは地主の圧迫による高額小作料の数年間前払いの要求といった性格を帯びてきているように思われる。

(注1) Wilson, T. B., *The Economics of Padi Production in North Malaya, Part I, land tenure, rents, land use and fragmentation*, Kuala Lumpur, 1958, p. 37 の第6, 7表をみよ。なお、ウイルソンの数字は面積で表わされており、事例数で集計したアキア村の調査例とは単純には比較できないが、実際のアキア村での調査では現金、現物納別にみて小作地の広狭差が特にないから両者の数字を比較するのに特に問題ないと思われる。

(注2) *Ibid.*, p. 43, 第23表, p. 53, 第39表を参照せよ。

(注3) 1954—55年のケダー州における平均現物小作料はウイルソンの調査では127ガンタン/エーカー、

平均現金小作料72ドル/エーカーとなっているが、1967年の筆者のケダー州、スンガイ・ブジョール村での調査ではそれぞれ150ガンタン、114ドルにまで上昇していた。現物小作料が18%、現金小作料では54%の高騰である。

(注4) Wilson, *The Economics of Padi Production*……p. 54, 第41表を参照せよ。

(注5) *Ibid.*, p. 43, 第23表, p. 53, 第39表を参照せよ。

### 要約にかえて

アキア村米作農民の土地保有形態上の特徴は一言にしていえば、規模の零細性と耕地の分散錯雑性にあるといえる。こうした傾向は各階層の農民に区別なくあてはめることができるが、特に3エーカー以下の零細小規模層によって多く占められ、耕地も遠隔地に分散している小作農層に顕著である。また自作農層についても5エーカー前後の所有規模が多く、決して富裕農層とはいえないし、地主層12戸をみても7エーカー以上貸し出している農家は2戸と全体的に零細地主といえる。そしてこの零細農家の所有米作地の入手源をみると遺産相続によるものがほとんどで、一般農家では購入を通じて土地を集積し、経営規模の拡大を実現することが、著しく困難であることがわかった。

しかし、このなかにあつて精米所経営農家 (No. 26) はアキア村の農家全体の土地購入件数、購入

面積の約40%を占める米作地を集積し、他農家とは隔絶した存在となり明らかに地主としての地位も築きつつある新しいタイプのマレイ人精米資本家といえる。また No. 31 の農家は10.5エーカーの土地を相続し、それを全部小作に出して純地主としての地位を維持している。言うなれば、この2戸はそれぞれ米作経営以外に大きな収入源のあることが他農家には期待できない土地蓄積を可能ならしめ、また大きな遺産を相続したことが純地主の立場を保証しているのである。だがアキア村にあってはこれは例外であって、一般の農家は早婚に伴う短期間の核家族の膨大な誕生と均分的な土地相続法、また戦後の輸入商品経済の浸透により、ますます経営規模の零細化と経営条件の悪化傾向に拍車がかけているのが実状である。その結果、小作農の増大と小作条件の劣悪化が最近とみに顕在化し、伝統的な相互扶助関係の強い血縁的な地主・小作関係に新たな様相が加えられつつあるといえよう。

筆者の調査経験では、一般にマレイ人米作村落社会における血縁共同体的じん帯は地縁共同体のそれより相対的に強く作用しているように思える。このことは小作料の一般的な現金化、高額化が進行するなかで、なおも互恵的な血縁地主・小作関係の根強い広範な存在をみてもわかる。しかしながら、ここ調査地周辺の小作条件の劣悪化は土地所有規模の零細化傾向と相まち、血縁内での相互扶助的地主・小作関係、つまり「貧困の共有」型地主・小作関係の存続を阻止しはじめている事実も見のがせない。この傾向は血縁、非血縁を問わず同じように小作料が高くなっていること、パジャック小作料の高額化のなかに最も如実に表われており、農民からも血縁内での助け合いがだんだん薄くなってきていることを嘆く声となって反

映している。つまりブジョール村の場合のように土地所有の零細化は「『貧困の共有』を血縁内に包含し、解消できないほど」進み、「相互扶助原理の弱化を生む要因に」なりつつあるように見える。そして、その度合はアキア村の方がブジョール村より強いと思われる。土地所有の零細分散錯圃性を基礎とした地主・小作関係の階級性は、その血縁的互恵性の殻を破り、地主側の仮借のない要求がしだいにひろがりはじめている段階とみたい。

(調査研究部)

付表 パリット・ルバイ・アキア村調査農家一覧表

所有面積順位	世帯番号	家族			と 職 業		土地保有関係 (単位: エーカー)					経営面積順位
		世帯員数			農家の職業		貸付地 (1)	自作地 (2)	小作地 (3)	所有面積 (1)+(2)	経営面積 (2)+(3)	
		男	女	合計	専業	兼業						
1	26	2	6	8	米作+ヤシ	精米所経営	16.2	7.5(0.7)ヤ		23.7	7.5(0.7)ヤ	5
2	22	5	2	7	米作+ヤシ	精米所勤務	4.6	6.4(0.5)ヤ	1.5	11.0(0.5)ヤ	7.9(0.5)	2
3	31	2	2	4	米作		10.5			10.5	—	45
4	48	2	3	5	米作		4.3	5.9		10.2	5.9	9
5	3	2	3	5	米作		5.2	4.0	1.3	9.2	5.3	12
6	27	4	5	9	米作			9.1		9.1	9.1	1
7	25	2	3	5	米作		5.5	2.6		8.1	2.6	24
8	29	1	2	3	米作		1.3	5.2		6.5	5.2	3
9	2	5	3	8	米作	農業賃労働		6.0		6.0	6.0	6
10	21	3	4	7	米作			5.9		5.9	5.9	8
11	28	3	8	11	米作	農業賃労働		5.8		5.8	5.8	10
12	30	3	3	6	米作	農業賃労働		5.5		5.5	5.5	11
13	9	1	1	2	米作		2.0	3.3		5.3	3.3	19
14	1	2	4	6	米作		1.3	3.8	3.9	5.1	7.7	4
15	6	3	1	4	米作		1.0	3.6		4.6	3.6	16
16	39	2	4	6	米作			4.0	2.0	4.0	6.0	7
17	41	1	4	5	米作	農業賃労働		2.3		2.3	2.3	29
18	40	3	3	6	米作		1.3	0.7	2	2.0	2.7	23
19	8	1	3	4	米作	漁業+農賃		1.8	1.3	1.8	3.1	21
20	13	2	1	3	米作		0.7	1.0	3	1.7	4.0	15
21	5	3	5	8	米作	農業賃労働		1.6	1.3	1.6	2.9	22
22	17	2	4	6	米作+ゴム		(3.5)ゴ	1.3		1.3(3.5)ゴ	1.3	34
23	4	3	4	7	米作	漁業		1.3		1.3	1.3	35
24	43	2	1	3	米作	農業賃労働		1.3		1.3	1.3	36
25	23	3	2	5	米作	農業賃労働		1.0	1.4	1.0	2.4	28
26	7	3	2	5	米作	農業賃労働		1.0	1.0	1.0	2.0	31
27	36	1	1	2	米作	農業賃労働		0.7		0.7	0.7	42
28	34	4	6	10	米作			0.3	1.9	0.3	2.2	30
29	14	2	1	3	米作			0.3	0.7	0.3	1.0	40
30	38	4	3	7	米作	農業賃労働		0.3	0.7	0.3	1.0	41
31	37	1	5	6	米作+ゴム	大工		(3.0)ゴ	7.8	(3.0)ゴ	7.8	3
32	44	1	5	6	米作	農業賃労働		4.6		—	4.6	14
33	12	2	1	3	米作	農業賃労働		3.6		—	3.6	17
34	24	4	2	6	米作	農業賃労働		3.4		—	3.4	18
35	47	4	2	6	米作	農業賃労働		3.3		—	3.3	20
36	35	2	2	4	米作	雑貨店経営			2.6		2.6	25
37	42	4	2	6	米作	農業賃労働			2.6		2.6	26
38	46	1	1	2	米作	農業賃労働			2.6		2.6	27
39	10	1	2	3	米作	漁業+農賃			2.0		2.0	32
40	45	1	2	3	米作	農業賃労働			2.0		2.0	33
41	19	4	2	6	米作	農業賃労働			1.3		1.3	37
42	20	2	2	4	米作	農業賃労働			1.3		1.3	38
43	32	2	1	3	米作	精米所勤務			1.3		1.3	39
44	33	3	1	4	米作	精米所勤務			0.7		0.7	43
45	16	2	3	5	米作	漁業+農賃			0.3		0.3	44
46	11	3	3	6	農業労働者		—	—	—	—	—	46
47	15	2	1	3	漁業		—	—	—	—	—	47
48	18	3	6	9	公務員		—	—	—	—	—	48
		118	137	255			53.9	93.5	61.4	147.4	154.9	

(注) ( )ヤはヤシの栽培面積, ( )ゴはゴムの栽培面積。